

文書整理番号	JEC 306	レビュー者	レビュー日
制定日	2004 年 10 月 1 日	システム管理者	2019 年 8 月 29 日
改訂日	<b>2023 年 4 月 1 日</b>	システム管理者	2020 年 8 月 27 日
制定・改訂者	システム管理者	システム管理者	2021 年 8 月 31 日
承認者	製品認証部長		

## S E Kマーク管理規程

### 1. 目的

この規程は、JEC202「品質マニュアル」の 4.1 法的及び契約上の事項、7.11 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消しに基づき、S E Kマーク及び付記する表示用語（以下「S E Kマーク等」という。）並びに JEC461「認証書」の管理方法について定める。

### 2. 適用範囲

この規程は、製品認証部が実施する認証業務全体に適用する。

### 3. 定義

この規程で用いる用語の定義は、JEC202「品質マニュアル」による。

### 4. 法的及び契約上の事項(JEC202「品質マニュアル」の 4.1 参照)

4.1 申請者への認証活動の提供を始める前に、S E Kマーク等及び認証書の使用方法を含む、申請者の義務を定めた JEC422「認証手続同意書」を提出させる。但し、別の認証であっても既に JEC 421「認証契約書」を締結している場合は、これの提出を求めない。

4.2 認証を授与することを決定した申請者との間で、認証書を提供する前に JEC 421「認証契約書」を締結し、この規程の順守を求める。但し、別の認証において既にこの契約を締結している場合は、新たな締結を不要とする。

4.3 製品が認証されている範囲及び期間において、被認証者に認証された製品の S E Kマーク及び認証書の使用を許諾する。

4.4 被認証者が S E Kマークを使用する対象は、製品、広告・宣伝及び販売促進文書等とし、名刺等に使用するときは当協議会の許可を必要とする。

### 5. 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し(JEC202「品質マニュアル」の 7.11 参照)

5.1 認証が被認証者の取下げによって終了し、又は一時停止、縮小もしくは取消しになった場合には、被認証者に JEC472「認証取下確認書」又は JEC467「認証取消等通知書」を送付し、認証書の返却、S E Kマークの使用停止、並びに JEC421「認証契約書」の該当部分の順守を要求する。

5.2 S E Kマークの使用停止には、次の事項を含む。

- a) 認証が終了したこと、又は一時停止若しくは縮小になったことを取引関係にある顧客（小売店を含む。以下同じ。）に通知する。
- b) 小売店に不適合製品がある場合、S E Kマークを取外す。（製品を回収するか、認証マークを付けずに販売するかについては、顧客との取決めによる。）
- c) 適合品であっても、小売店に配送しようとする製品にS E Kマークを付けない。
- d) カタログ及びウェブサイト等にS E Kマーク（関連する記載を含む。）を掲示しない。掲示している場合は中止する。
- e) S E Kマークに関する広告・宣伝活動を行わない。行っている場合は中止する。

## 6. S E Kマークの種類

6.1 S E Kマークの種類は、JEC301「S E Kマーク 繊維製品認証基準」（以下「認証基準」という。）で定められたものとする。

6.2 S E Kマークの所有権（商標権）は、製品認証部が管理する。

## 7. S E Kマークの表示方法

7.1 S E Kマークの表示方法は、JEC301「認証基準」の第2章「S E Kマーク表示方法及び対象製品」に従う。

7.2 S E Kマークを印刷する際には、JEC301「認証基準」で指定するカラーを使用する。但し、タグ等がモノクロで印刷される等、やむを得ない場合には、モノクロで表示することができるが、制菌加工の場合は、「制菌加工（一般用途）」又は「制菌加工（特定用途）」のように、用途が分かるように記載する。また、モノクロで表示する場合は原則黒色とする。その他のカラーを使用する場合は、他のS E Kマークの類似色は避け、使用前に当協議会の了承を得なければならない。

7.3 S E Kマークを店頭で販売する製品に表示する場合は、購入者にわかるように、タグ、シール、帶、包装物等（以下「マーク表示物」という。）に行う。このとき、8項に規定する表示項目と一緒に記載する。

7.4 前項の表示とは別に、製品に直接S E Kマークを表示することができる。この場合には、8項に規定する表示項目のうち機能加工名以外の項目を省略することができる。

7.5 S E Kマークをカタログ、パンフレット、説明書、広告宣伝物及び名刺等に表示することができる。この場合には、8項に規定する表示項目のうち機能加工名以外の項目を省略することができる。但し、カタログ、パンフレット、ウェブサイト等にS E Kマークを表示する場合は、製品にS E Kマークが表示されているものに限る。また、名刺に表示できるのは、S E Kマーク製品の設計、開発、製造、加工、営業又はマーケティングを行う部署に所属する者等とし、当協議会に申請して許可を受ける。

7.6 制菌加工マーク（特定用途）と一緒に他のS E Kマークを表示する場合は、洗濯耐久性の違いについて顧客に説明しなければならない。

7.7 製品、カタログ、パンフレット、説明書又は広告宣伝物等が被認証者の顧客のものである場合でも、被認証者はS E Kマークの表示を管理しなければならない。この規定は、S E Kマークに付記する表示用語（8項参照）及び注意表示（9項参照）の記載にも適用する。

7.8 S E Kマークを、日本国以外のS E Kマークの商標が登録されたJEC301「認証基準」

の表 1-2-1 に示す国で使用する場合は、別途定める「S E Kマーク繊維製品海外販売ガイドライン」に従い作成する。海外で使用するS E Kマークの言語は、英語、中国語、若しくは日本語とする。

## 8. S E Kマークに付記する表示用語

8.1 S E Kマークには次の a) ~h) の表示用語をこの順序で付記し、これらを枠で囲む。但し、マーク表示物に S E Kマーク及び表示用語だけを記載する場合は、枠で囲まなくてよい。

- a) 機能加工名：原則として、当協議会が支給する S E Kマークの直下に機能加工名を丸ゴシック体で記載した一体化ロゴマークを使用する。制菌加工マークをモノクロで表示する場合は、「(一般用途)」又は「(特定用途)」を併記する。
- b) 付記用語：機能加工を簡潔に説明する用語。JEC301「認証基準」の第 2 章に記載する用語をそのまま括弧付きで表示する。
- c) 加工部位：機能加工素材又は部品を製品の一部に使用する部分使用製品の場合は、その使用箇所を「加工部位：」として表示する。(枠の大きさ等に制限がある場合は、その近接部に表示してもよい。)
- d) 洗濯回数：JEC301「認証基準」の巻末別表第 1 に規定する最高洗濯回数を超えて試験を行い取得した認証番号を使用する場合は、その洗濯回数を「洗濯回数：」として表示する。
- e) 臭気カテゴリー：消臭加工の場合は「臭気カテゴリー：」、光触媒消臭加工の場合は「臭気成分：」として表示する。表示する臭気カテゴリー、臭気成分は代表的なものだけでも良い。
- f) 認証番号：与えられた認証番号（認証書に記載）を表示する。
- g) 認証者：「一般社団法人繊維評価技術協議会」又は「(一社)繊維評価技術協議会」と表示する。
- h) 剤名：JEC301「認証基準」に添付した加工剤分析表の剤名表示の中から、大分類及び中分類もしくは小分類を「大分類（中又は小分類）」の形式で表示する。
- i) 社法人名及び/又は商標：被認証者の社法人名及び/又は商標名を表示する。商標に法人名又は法人名の一部が使用されている場合は、認証を取得した法人名に限る。

8.2 枠の中には前項以外の表示を行わない。例えば、被認証者の顧客又は販売店の名称もしくは商標名等を付記する場合は、枠外に行う。但し、抗菌防臭加工については、ISO/IEC 17065 の認定取得を示す J A B マーク（公益財団法人日本適合性認定協会の認定シンボル）を抗菌防臭加工マークと並べて、枠内に表示することができる。（JEC328「J A B 認定シンボル使用規程」参照）

8.3 表示用語の記載位置は、S E Kマークの直下であることを原則とするが、マーク表示物のデザイン等の制約がある場合、機能加工名を除いた表示を S E Kマークの右横に行ってよい。

8.4 表示用語の字体、字の大きさ及び色は、読みやすいものであることとし、詳細な指定はしない。但し、機能加工名については 8.1 a) に従う。

## 9. 注意表示

9.1 JEC301「認証基準」の第2章で注意表示を指示された事項については、S E Kマーク等の表示の近接部（枠外。タグであれば裏面でもよい。）に行う。

9.2 抗かび加工マークの注意表示については JEC301「認証基準」の 5.2、防汚加工マークの注意表示については JEC301「認証基準」の 23.4、抗ウイルス加工マークの注意表示については JEC301「認証基準」の 24.4、紫外線遮蔽加工マークの注意表示については JEC301「認証基準」の 25.6 の規定に従う。

## 10. 副次効果の表示

10.1 S E Kマークを製品に表示した場合、表示したS E Kマークに関わる副次効果のみ包装袋、台紙、カタログ、パンフレット、ウェブサイト等に表示することができる。

10.2 抗菌防臭加工マーク及び制菌加工マークについては、「抗菌加工製品ガイドライン」の指針に基づき副次効果の表示を行う。

10.3 その他のS E Kマークにおいて、表示したS E Kマークに関わる副次効果以外の効果効能を包装袋、台紙、カタログ等に表示する場合は、消費者の誤認を避けるため、その効果効能がS E Kマークと関連のない事項であることを各社認証取得者の責任において明確に表示する。

## 11. S E Kマークの表示対象製品

11.1 S E Kマークの表示対象製品は、原則として JEC301「認証基準」の別表「S E Kマーク繊維製品対象製品リスト」に例示する製品とする。但し、リストに掲載されていない製品であっても、申請者からの問合せに応じて製品認証部長が認証することができると判断した場合には、認証条件を仮に定めて認証手続を行う。この場合は、次の認証基準・試験機関管理委員会に報告して承認を得る。(この委員会の承認が得られない可能性があることを、あらかじめ当該申請者に伝えておく。)

11.2 S E Kマークの表示は、次の製品には行わない。

a) 生後 24 カ月未満の乳幼児製品（乳幼児に直接着用させる衣料品（靴、帽子を含む）及び乳幼児用の寝具、雑貨品（タオル等）、玩具（ぬいぐるみ等）等の繊維製品。（これは製品のリスクを特定したものではなく、有害物質を含有する家庭用品規制法によるホルムアルデヒド規制を参考にした自主的な制限である。）

b) 機能加工部分やその加工剤が口唇や鼻孔に直接接触するマスク、アイマスク等。(1枚構造のマスク、アイマスク等は原則対象としない。)

c) 医薬品医療機器等法\*に該当する製品。（これは厚生労働省が管理する繊維製品にS E Kマークを表示しない趣旨である。）

注\*：「医薬品医療機器等法」＝「医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律」（旧「薬事法」）

## 12. 表示の禁止

12.1 医薬品医療機器等法に抵触する表示を行ってはならない。

例えば、次のような表示がこれに該当する。

a) 疾病（アレルギーを含む。）の治療や予防の効果があることを明示又は暗示する表示

b) 身体の構造機能に影響を及ぼす効果があることを明示又は暗示する表示

c) 細菌、真菌（かび）又はウイルスに対して殺菌効果があること又は死滅させることを明示又は暗示する表示。但し、繊維上の細菌の増殖やかびの発育を抑制する抗菌効果や抗かび効果は、殺菌効果に当たらない。

この法律への抵触を避けるため、「抗かび加工」又は「抗ウイルス加工」の場合には、必ず JEC301 「認証基準」に定めた注意表示を記載しなければならない。

「抗ウイルス加工」については、ウイルス株を記号で表示することとし、ウイルスの名称をマークの近傍及びパンフレット等に記載してはならない。

## 12.2 景品表示法\*に抵触する表示を行ってはならない。

注\*：「景品表示法」＝「不当景品類及び不当表示防止法」

例えば、次のような表示がこれに該当する。

a) 消費者に優良誤認（実際よりも優良であるとの誤認）を与えるおそれのある表示

b) S E Kマークとは関係のない機能を併記する等、事実に基づかない表示

c) 根拠となるデータのない表示

この法律への抵触を避けるため、「抗かび加工」、「抗ウイルス加工」、「防汚加工」又は「紫外線遮蔽加工」の場合には、必ず JEC301 「認証基準」に定めた注意表示を記載しなければならない。

たとえ事実であっても、他の法令又は規制に反する表示を行ってはならない。

## 13. 表示の確認

13.1 抗かび加工及び抗ウイルス加工については、被認証者にマーク表示物及びパンフレット等（該当する場合）を提出させ、事前に表示内容を確認する。

13.2 前項以外のマークも含め、全てのマークについて、初めて S E Kマーク認証を取得した者が最初に作成した S E Kマークは協議会に確認を依頼すること。又、定期サーベイランス、包括サーベイランス及び試買テスト等のサーベイランスで、定めた表示方法が守られているかどうかを確認する。但し、前項以外のマークについて、被認証者が自動的に表示の確認を事務局に求めることを妨げない。

## 14. 認証書の使用方法

被認証者は、授与された認証書のコピーを他者に提供するときは、誤解を避けるため、その全部を複写しなければならない。

## 15. S E Kマーク及び認証書の使用期間

15.1 S E Kマーク及び認証書は、認証の有効期間内においてのみ使用することができる。

15.2 認証の有効期間については、あらかじめ一定の期間を定めず、毎年、定期サーベイランス又は包括サーベイランスを実施して、認証を維持すべきかどうかを決定する。

（JEC314 「サーベイランス規程」 参照）

15.3 前項のサーベイランス又は試買テストなどの結果として、S E Kマーク及び認証書の使用を停止すべき事態に至った場合の対応については、5 項に従う。

15.4 認証の一時停止の場合、是正処置等によって停止の事由がなくなれば、再度 S E Kマーク及び認証書を使用することができる。

## 16. 認証範囲の変更

16.1 被認証者が認証条件の変更申請により**認証範囲の拡大**（例えば、洗濯回数を増やすか又は皮膚貼付試験を追加して、対象製品を拡大する。）を申し出たこれが認められた場合には、**S E Kマーク**の使用もその範囲に拡大することができる。この場合、**認証書**の差替えを行う。

16.2 被認証者が認証条件等の変更申請により**認証範囲の縮小**（例えば、洗濯回数を減らして、対象製品を縮小する。）を申し出た場合には、**S E Kマーク**の使用もその範囲に縮小しなければならない。この場合、**認証書**の差替えを行う。

## 17. 違反に対する処置

17.1 被認証者がこの規程に定められた通りに**S E Kマーク**又は**認証書**を使用しない場合には、是正を要求する。必要な場合には、JEC314「サーベイランス規程」(6.4、8.4、10.参照)に従って**臨時サーベイランス**を実施し、必要に応じて是正処置及び予防処置を要求する。

17.2 被認証者が定められた期限内に**是正処置及び予防処置**を行わない場合には、認証の一時停止又は取消しの手続きを行う。

17.3 JEC314「サーベイランス規程」を適用しない**認証契約違反**（例えば、認証料金の不払い等）があった被認証者には、別に対応する。

## 18. 制定及び改訂

この規程の制定及び改訂は、マネジメントシステム管理者が行い、製品認証部長が承認する。

### [改訂記録]

<2012年4月1日>

- ・「認証マーク管理規程」から「**S E Kマーク管理規程**」に名称変更して全面改定。

<2012年10月1日>

- ・J A B認定シンボルの使用について記載。（第3条）
- ・認証基準に掲載している図表であることを記載。（第3条、第4条）

<2014年4月1日>

- ・ISO/IEC 17065 の改正及び JEC202「品質マニュアル」の改訂に基づく全面修正。

<2014年10月1日>

- ・ISO/IEC ガイド 65 を ISO/IEC 17065 に修正（8.2）
- ・認証書の使用方法を記載（13項）
- ・認証契約違反について追記（16.3）

<2015年4月1日>

- ・薬事法を医薬品医療機器等法に修正（10.2、11.1）

<2015年10月1日>

- ・**S E Kマーク**の使用対象を追記（4.4）
- ・認証マークを**S E Kマーク**に修正（両者混在のため統一）（5項、14～16項）

- ・S E Kマークの広告宣伝物及び名刺への使用について追記（7項）
- ・S E K赤マークと他のS E Kマークの併記について追記（7.6）
- ・機能加工名の記載方法等を修正（8項）
- ・抗ウイルス加工マークの注意表示について追記（9.2）
- ・医薬品医療機器等法の正式名称を注記（10.2）
- ・景品表示法の略称を記載し正式名称を注記（11.2）
- ・抗ウイルス加工及び表示の注意事項等について追記（11項、12項）
- ・違反に対する処置の手順及び参照規程を修正（16項）

<2016年4月1日>

- ・名刺に使用できる者の範囲に関する記載を修正（7.5）
- ・禁止する表示の記載方法を修正（11.1）
- ・「依頼者」を「被認証者」に修正（12項）

<2016年10月1日>

- ・文書のレビューの記録欄を追加（標題の上）

<2017年4月1日>

- ・S E Kマークの表示方法の記載を修正（次の項目→次のa)～h)の表示用語）（8.1）

<2017年10月1日>

- ・品質システム管理者→システム管理者（表紙）
- ・品質システム管理者→マネジメントシステム管理者（17項）

<2019年4月1日>

- ・S E Kマークの印刷について追記（7.2）
- ・製品へのS E Kマーク表示について追記（7.5）
- ・年号表記の西暦への変更（全般）

<2020年10月1日>

- ・織技協が支給する一体化ロゴの使用について追記（8.1）
- ・「紫外線遮蔽加工マーク」の注意事項について追記（9.2）
- ・副次効果の表示方法について追記（10項）
- ・機能加工部分が口唇や鼻孔に触れるマスク、アイマスクの禁止について追記（11.2）
- ・「紫外線遮蔽加工」を追記（12.2）
- ・初めてS E Kマークを取得した者が最初に作成したS E Kマークの確認義務の追記（13.2）

<2021年4月1日>

- ・依頼者→申請者（4.2）

<2021年10月1日>

- ・海外で使用するS E Kマークについて追記（7.8）
- ・規定の最高洗濯回数を超えて取得した認証番号を使用する場合について追記（8.1d))
- ・臭気カテゴリー、臭気成分の記載方法について追記（8.1e))

<2022年4月1日>

- ・対象としないマスク、アイマスク等の追記（11.2b))

<2023年4月1日>

- ・「海外で使用するS E Kマークの言語は、英語、中国語、若しくは日本語とする。」  
を削除 (7.8)
- ・社→法人 (8.1 i))
- ・「商標に法人名又は法人名の一部が使用されている場合は、認証を取得した法人名に限る。」を追記 (8.1 i))
- ・各社→認証取得者 (10.3)